

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年10月4日（金） 9：33～9：45

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

河井克行 国務大臣（法務大臣）

茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

菅原一秀 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○政令 5件

○人事 3件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、昨日の臨時閣議において御検討いただきました、内閣総理大臣所信表明演説案について、御決定をお願いいたします。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「セーシェル国」及び「ソマリア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「食品表示法の一部改正法の施行期日を定める政令」は、同改正法の施行期日を令和3年6月1日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」は、食品の回収の届出の受理等に関する事務を都道府県知事に委任する等関係政令の整備等を行うものであります。

次に、「食品衛生法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法のうち、食品用器具及び容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とすることに関する規定等の施行期日を令和2年6月1日等と定めるものであり、「食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、食品用器具及び容器包装について、安全が担保されたものとして使用できる材質を「合成樹脂」と定める等の措置を講ずるものであり、「同改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」は、都道府県知事への届出が不要となる公衆衛生に与える影響が少ない営業を定める等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、特命全権大使南博の東ティモール国駐箚を免ずることを承認し、同大使に広報外交を担当するための日本政府代表を命ずること外4件について、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、仲田壽雄外191名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「日・アンゴラ技術協力及び青年海外協力隊事業協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本協定は、技術協力をより効果的に実施するため、我が国から派遣する専門家等に対する租税の免除及び便宜等について、取り極めるものであります。なお、本日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から御発言がございます。

○高市国務大臣：来る10月7日から13日までの1週間は、「行政相談週間」です。

総務省では、この期間を中心に、各府省、地方公共団体等の御協力を得て、ワンストップで様々な苦情・相談を受け付ける「1日合同行政相談所」を各地で開設するなど、全国において行政相談活動を積極的に展開します。各地で相次いでおります自然災害の被災者の皆様からの御相談にも、丁寧に対応してまいります。また、今年は、在留外国人からの相談のニーズを見込み、関係機関やNPOとの連携、翻

訳機器の活用などによる多言語対応の相談窓口の開設に取り組んでまいります。

各大臣におかれましては、この機会に、国民の声に真摯に耳を傾けながら、行政サービスの向上を図るため、政府全体で一層連携して行政相談活動に取り組むべく、御理解、御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

総務大臣から御発言がございます。

○高市国務大臣：公的統計は国民の合理的な意思決定の基盤となるものであり、その品質向上と信頼性の確保は極めて重要です。

本年6月には、統計委員会から、毎月勤労統計の不適切事案や、政府統計の一斉点検の結果等を踏まえ、再発防止策として、PDCAサイクルによるガバナンスの確立、分析的審査体制の整備、人材の計画的育成などの方策について建議があり、各府省へ通知したところです。

さらに、9月30日の統計委員会において、審議過程で新たに判明した不適切事案への対応を強化した上で、改めて再発防止策の実行を求めるとともに、毎月勤労統計調査など個別のテーマについての重点審議結果に基づく提言を加えた建議が行われました。

この建議においては、業務の可視化と実効あるガバナンスの確立、省内での政策部局と統計部局の緊密な連携・相談の実施、調査現場における業務の履行状況の把握・確認の強化など、具体的な事例に即した提言がなされています。

いずれの府省にとっても重要な課題や教訓を指摘するものであるため、各府省においては、本建議の内容に留意して、再発防止や統計の品質向上に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令 和 元 年 〕
〔 10 月 4 日 〕 (金)

資 料 あり
資 料 なし
○ 第 200 回 国 会 に お け る 安 倍 内 閣 総 理 大 臣 所 信 表 明 演 説 案 (決 定) (内 閣 官 房)
☆ セ ー シ ョ ン 交 付 及 び ソ マ リ ア 国 駐 筈 特 命 特 命 全 権 大 使 堀 植 澤 利 次 の 解 任 状 に つ き 認 証 を 仰 ぐ こ と (外 務 省)

資 料 あり
資 料 なし
○ 食 品 表 示 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令 (決 定) (消 費 者 庁)
〃 ○ 食 品 表 示 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 及 び 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 (決 定) (同 上)
〃 ○ 食 品 衛 生 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令 (決 定) (厚 生 労 働 省)
〃 ○ 食 品 衛 生 法 施 行 令 及 び 厚 生 労 働 省 組 織 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定) (同 上)
〃 ○ 食 品 衛 生 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 及 び 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 (決 定) (厚 生 労 働 ・ 財 務 省)

資 料 あり
資 料 なし
○ 各 府 省 幹 部 職 員 の 任 免 に つ き , 内 閣 の 承 認 を 得 る こ と に つ い て (決 定)
〃 ○ 特 命 全 権 大 使 南 博 に 広 報 外 交 を 担 当 す る た め の 日 本 政 府 代 表 委 員 会 委 員 長 黒 萩 真 悟 外 1 名 に 漁 業 の 分 野 に お け る 義 同 兼 委 員 会 委 員 長 藤 藤 和 也 外 1 名 に 財 務 省 大 臣 官 房 参 事 官 兼 委 員 会 委 員 長 大 野 元 一 外 1 名 に つ い て (決 定)

資料 ☆元郵政事務官仲田壽雄外 191名の叙位又は叙勲
あり について（決定）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件名外案件

〔令和元年〕
10月4日〕（金）

◎一般案件

資料なし ○技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本
国政府とアンゴラ共和国政府との間の協定の署名
について（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕